

## 麻疹・風疹・結核について

### 1 麻疹とは

麻疹ウイルスの感染によって起こる急性感染症である。感染力が非常に強く、空気感染により伝播する。細菌の二次感染や脳炎等の合併症を起こしやすい。麻疹に対する特効薬はなく、予防接種が最善の感染防御法である。

平成27年3月にWHO西太平洋地域事務局により、日本は麻疹排除状態であると認定された。排除状態を維持するためには、2回の予防接種率を95%に維持することが重要である。

### 2 麻疹発生届受理件数（1月から12月）

単位（件）

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年（9/2まで）
国	229	462	35	159	189	203
東京都	69	94	10	22	28	14
板橋区	5	4	1	0	1	6

### 3 麻疹ワクチン定期予防接種の変遷（別紙①）

- 昭和53年 麻疹ワクチン定期予防接種開始（1回接種）  
平成18年 麻疹風疹混合ワクチン（MRワクチン）の導入。定期予防接種は第1期（1歳児）と第2期（小学校入学前の1年間）の2回接種  
平成20年～24年 5年間の時限措置として第3期（中学1年生）と第4期（高校3年生）として2回目の定期予防接種を実施

### 4 板橋区の麻疹対策

#### ① 定期予防接種対象者へのMRワクチン接種の啓発

接種開始の1か月前に個別に予診票を送付している。未接種者に対しては、接種期限の概ね2か月前に、はがきによる通知を行うとともに、毎年3月の予防接種週間に合わせ、幼稚園・保育園等へのチラシの配布や、広報いたばし等で接種勧奨を実施している。

#### ② MRワクチン任意接種の助成状況（別紙②各区状況）と啓発

区内に在住する2歳以上19歳未満で、予防接種法に基づくMRワクチンの第1期及び第2期のいずれか、又は両方の定期接種が完了していない者に対し、平成29年4月より任意接種の助成事業（自己負担：MRワクチン1,000円/回、麻疹ワクチン及び風疹ワクチン500円/回）を実施している。（平成29年度実績：110件）

任意接種の助成に関しては、予防接種週間に合わせて広報いたばしでの周知に加え、当該年度内に18歳になる者で、2回の定期接種が完了していない者に対し、はがきによる通知を行っている。

③ 患者発生時の積極的疫学調査

1人の患者が発生したらアウトブレイク（集団発生）として直ちに対応するとともに、全例に咽頭ぬぐい液等での遺伝子検査による診断を実施している。

5 MRワクチン定期予防接種実施状況（別紙③）

6 風しんとは

風しんウイルスの感染によって起こる急性感染症である。特効薬はなく、予防接種での感染防御が重要である。妊娠20週頃までの妊婦が感染すると出生児が難聴や白内障、先天性心疾患を有する先天性風しん症候群を発症する可能性がある。国は平成32年（2020年）までに風しんの排除状態の達成を目指している。

7 風しん発生届（風しん/先天性風しん症候群）受案件数 単位（件）

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年（9/2まで）
国	14357/31	321/ 9	162/ 0	125/ 0	93/ 0	362/ 0
東京都	3443/13	100/ 3	33/ 0	19/ 0	22/ 0	111/ 0
板橋区	125/ 2	5/ 0	2/ 0	0/ 0	0/ 0	5/ 0

8 風しんワクチン定期予防接種の変遷（別紙①）

昭和52年 風しんワクチン定期予防接種を女子中学生に開始（1回接種）  
 平成7年 対象を生後12～90か月に変更。経過措置として男女中学生に接種  
 平成18年 MRワクチンの導入。麻しんと同様の2回接種

9 板橋区の風しん対策

風しん抗体検査受検者数・風しんワクチン接種者数 単位（人）

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年
抗体価検査	—	287	210	221	172
ワクチン接種	3673	445	514	548	659

① 風しん抗体検査事業

先天性風しん症候群の予防を目的として、平成26年4月1日より、19歳以上49歳以下の女性で、風しん未り患で風しん抗体検査や予防接種を1回も受けたことがなく、妊娠を希望している者を対象にした風しん抗体検査を無料で実施している。

② 風しんワクチン接種事業

平成24年から始まった風しんの流行に対する緊急措置として、平成25年から19歳以上49歳以下の妊娠を希望している女性で、風しん抗体価の低い者を対象に風しんワクチン接種を無料で実施している。（妊娠中の女性の夫を対象

にした助成は平成 25 年 4 月から 9 月まで実施)

## 10 結核とは

肺結核患者の咳に含まれる結核菌が空気中に飛散し、周囲の人がそれを吸い込むことにより感染（空気感染）する慢性の感染症である。20 人が菌を吸い込んでも感染が成立するのは 10 人、そのうち 9 人は免疫反応の働きで自然治癒して発病することはないが、残りの 1 人は感染後 6 か月から 2 年あるいは数十年を経て咳等の症状が出て発病する。発病した者のうち、結核が進行して排菌するようになった肺結核患者だけが周囲への感染性を有する。

## 11 結核り患率

結核り患率の推移（り患率：1 年間に発病した患者数を人口 10 万人対比で表したもの）

	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年
国	16.7	16.1	15.4	14.4	13.9	13.3
東京都	21.7	20.1	18.9	17.1	17.2	16.1
板橋区	26.1	25.8	21.9	20.9	19.5	15.0

板橋区では平成 29 年度は 86 名の新規結核患者が登録された。板橋区における平成 29 年度の人口 10 万人当たりの結核り患率は 15.0 で、年々り患率は低下しているが、国と比べると板橋区は依然として高い状況で推移している。

## 12 結核発生時の保健所の対応

結核患者発生届が医療機関から提出されると（別紙④）、保健所では全員に結核登録票を作成し、患者調査を速やかに実施する。所内結核検討会を経て、感染源探索や接触者の健康診断を行い、感染拡大防止に努めている。必要に応じて、入院勧告や就業制限を行い、感染症診査協議会への諮問を実施する。

医療機関での結核治療（標準治療 6～9 か月）完遂のために、保健所が直接服薬確認療法（DOTS）を全員に実施することで、結核の治療・予防・まん延防止に努めている。治療終了後も最低 2 年間は 6 か月ごとに健康診断を実施して、再発の早期発見を図っている。（別紙⑤結核管理と支援の体系図）

## 13 結核患者の早期発見

### ① 定期健康診断と医療機関受診

結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的に、結核り患率が高い者や結核を発病すると周囲に感染させるおそれが高い者に対する健康診断の実施が感染症法で義務付けられており、保健所は実施結果報告を受けている。

区では、区民一般健康診査・後期高齢者医療健康診査の際に、高齢者に対する結核健康診断を併せて実施している。一般健康診査における結核の発見率は、全国平均で 0.003% である。（別紙⑥結核の定期健康診断）

全国的な統計では、結核と診断された者の 83% は医療機関での発見となっている。内訳は、有症状で医療機関を受診しての発見が 58%、他疾患入院中の発見が 14%、他疾患通院中の発見が 11% である。残りの 17% のうち、12%

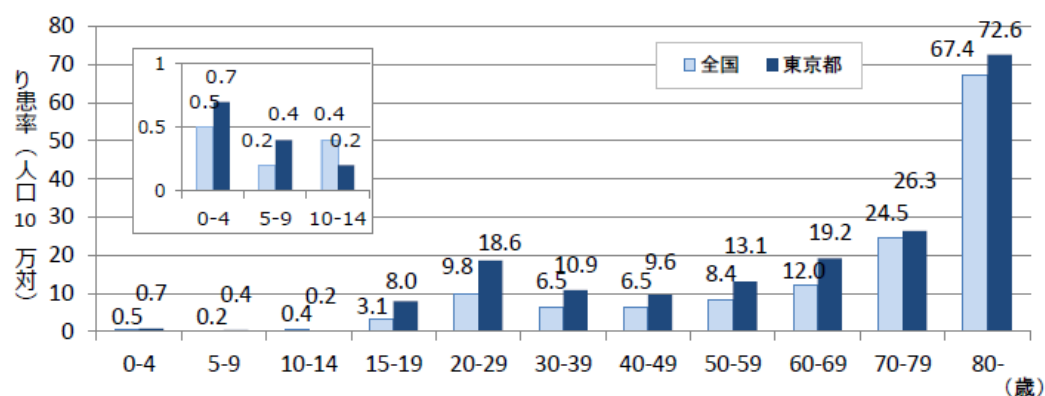
は定期健康診断、3%が接触者の健康診断で発見されている。

## ② 外国出生者に対する健診（日本語学校健診）

板橋区内には日本語学校が8校あり、そのうち各種学校に指定されていない6校に対して、入学初年度に保健所で患者の早期発見のために胸部レントゲン撮影を実施している。平成29年度は335人に実施し、うち精密検査が必要となった者は2人であった。

東京都内には日本語学校が195校（平成28年7月現在）あり、そのうち希望した135校で同様の健診を保健所で実施している。平成28年度の日本語学校健診での結核の発見率は、東京都全体で0.30%である。

東京都における年齢階級別結核り患率（平成28年）



## 14 板橋区内日本語学校における結核集団感染報告

平成30年1月31日、区内在住で区内日本語学校に通う学生が肺結核と診断されたため、板橋区保健所で学校への訪問調査を実施し、接触者健診を実施した。

健診の結果（7月11日現在）、健診対象者155人中53人が結核に感染し、13人の発病が確認された。発病者13人は全員医療機関を受診し、居住地自治体の支援を受けながら、治療を継続している。7月12日に東京都が「結核の集団感染の発生について」のプレス発表を行った。

【参考】結核集団感染の件数について（別紙⑦）

## 麻しんワクチン定期予防接種の変遷

平成 30 (2018) 年 4 月 1 日 現在の年齢	第 1 期	第 2 期	H20 年～H24 年の時限措置	
			第 3 期	第 4 期
	1 歳児 (※)	小学校入学前 1 年間の年齢	中学 1 年生に 相当する年齢	高校 3 年生に 相当する年齢
46 歳以上になる人	定期接種の機会なし (多くが小児期に麻疹にり患し抗体獲得)			
29～45 歳になる人	定期接種 1 回			
24～28 歳になる人(時限措置時に高 3) H2 年 4 月 2 日～H7 年 4 月 1 日生まれ	○			○ 時限措置終了
18～23 歳になる人(時限措置時に中 1) H7 年 4 月 2 日～H12 年 4 月 1 日生まれ	○		○ 時限措置終了	
高校 3 年相当より若年者 H12 年 4 月 2 日以降に生まれた人	○	○		
(※) 昭和 53 年 10 月 1 日～平成 6 年 3 月 31 日 平成 7 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日 平成 18 年 4 月 1 日以降に生まれた人	対象は生後 12 か月～72 か月未満 対象は生後 12 か月～90 か月未満対象 対象は生後 12 か月～24 か月未満対象			

## 風しんワクチン定期予防接種の変遷

平成 30 (2018) 年 4 月 1 日 現在の年齢	第 1 期	第 2 期	H20 年～H24 年の時限措置	
			第 3 期	第 4 期
	1 歳児 (※)	小学校入学前 1 年間の年齢	中学 1 年生に 相当する年齢	高校 3 年生に 相当する年齢
56 歳以上になる女性	定期接種の機会なし			
39～55 歳になる女性 S37 年 4 月 2 日～S54 年 4 月 1 日生まれ	中学生の時に学校で集団接種 (1 回)			
39 歳以上になる男性	定期接種の機会なし			
30 歳 6 か月～38 歳になる人 S54 年 4 月 2 日～S62 年 10 月 1 日生まれ	中学生の時に医療機関で個別接種 (1 回)			
29 歳～30 歳 5 か月になる人 S62 年 10 月 2 日～H2 年 4 月 1 日生まれ	幼児期に個別接種 (1 回)			
24～28 歳になる人(時限措置時に高 3) H2 年 4 月 2 日～H7 年 4 月 1 日生まれ	○			○ 時限措置終了
18～23 歳になる人(時限措置時に中 1) H7 年 4 月 2 日～H12 年 4 月 1 日生まれ	○		○ 時限措置終了	
高校 3 年相当より若年者 H12 年 4 月 2 日以降に生まれた人	○	○		
(※) 平成 7 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日 平成 18 年 4 月 1 日以降に生まれた人	対象は生後 12 か月～90 か月未満対象 対象は生後 12 か月～24 か月未満対象			

## 麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)任意予防接種助成事業 各区状況

全区で助成事業を実施しているが、対象年齢や助成回数等が一部異なる。

①第1期及び第2期の接種漏れに対応し、第1期と第2期の助成期間が同一

1歳	幼稚園年中相当
第1期接種期間	第2期接種期間
第1期助成期間	
第2期助成期間	

実施区	助成期間		自己負担
	第1期	第2期	
目黒区	2歳～19歳	小学1年生～19歳	なし
千代田区、新宿区、台東区、 墨田区、大田区、渋谷区、中野区、 豊島区、北区、荒川区、練馬区、 足立区、葛飾区  (年度中1回のみ)中央区、港区	2歳～18歳	小学1年生～18歳	なし
板橋区			あり
江東区	2歳～小学4年生	小学1年生～小学4年生	なし

②第1期及び第2期の接種漏れに対応し、第1期の助成期間が第2期接種開始まで

1歳	幼稚園年中相当
第1期接種期間	第2期接種期間
第1期助成期間	
第2期助成期間	

実施区	助成期間		自己負担
	第1期	第2期	
文京区		小学1年生～19歳	なし
杉並区、江戸川区	2歳～幼稚園年中相当	小学1年生～小学6年生	なし
世田谷区		小学1年生	なし

③第1期または第2期の接種漏れに対応し、助成は1回

1歳	幼稚園年中相当
第1期接種期間	第2期接種期間
第1期または第2期助成期間(※助成は1回)	

実施区	助成期間	自己負担
品川区	2歳～18歳	なし

## 麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）定期予防接種実施状況

年度	区分（※）	対象者数	実施者数		接種率（%）
			接種完了者	予診のみの者	
平成29年度	第1期	4,587	4,487	2	97.8
	第2期	4,175	3,482	0	92.0
平成28年度	第1期	4,721	4,563	1	96.7
	第2期	4,143	3,780	0	91.2
平成27年度	第1期	4,562	4,395	1	96.3
	第2期	3,996	3,962	1	99.1
平成26年度	第1期	4,516	4,361	4	96.6
	第2期	3,922	3,828	2	97.6
平成25年度	第1期	4,485	4,255	4	94.9
	第2期	3,943	3,666	0	93.0

※「第1期」：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

「第2期」：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

別記様式 10

結核発生届

東京都知事 (保健所) 特別区長 (保健所) 保健所政令市長 (保健所) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。 報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院(科)・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) ( ) - (※病院・診療所に従事していない医師にあつては、その住所・電話番号を記載)

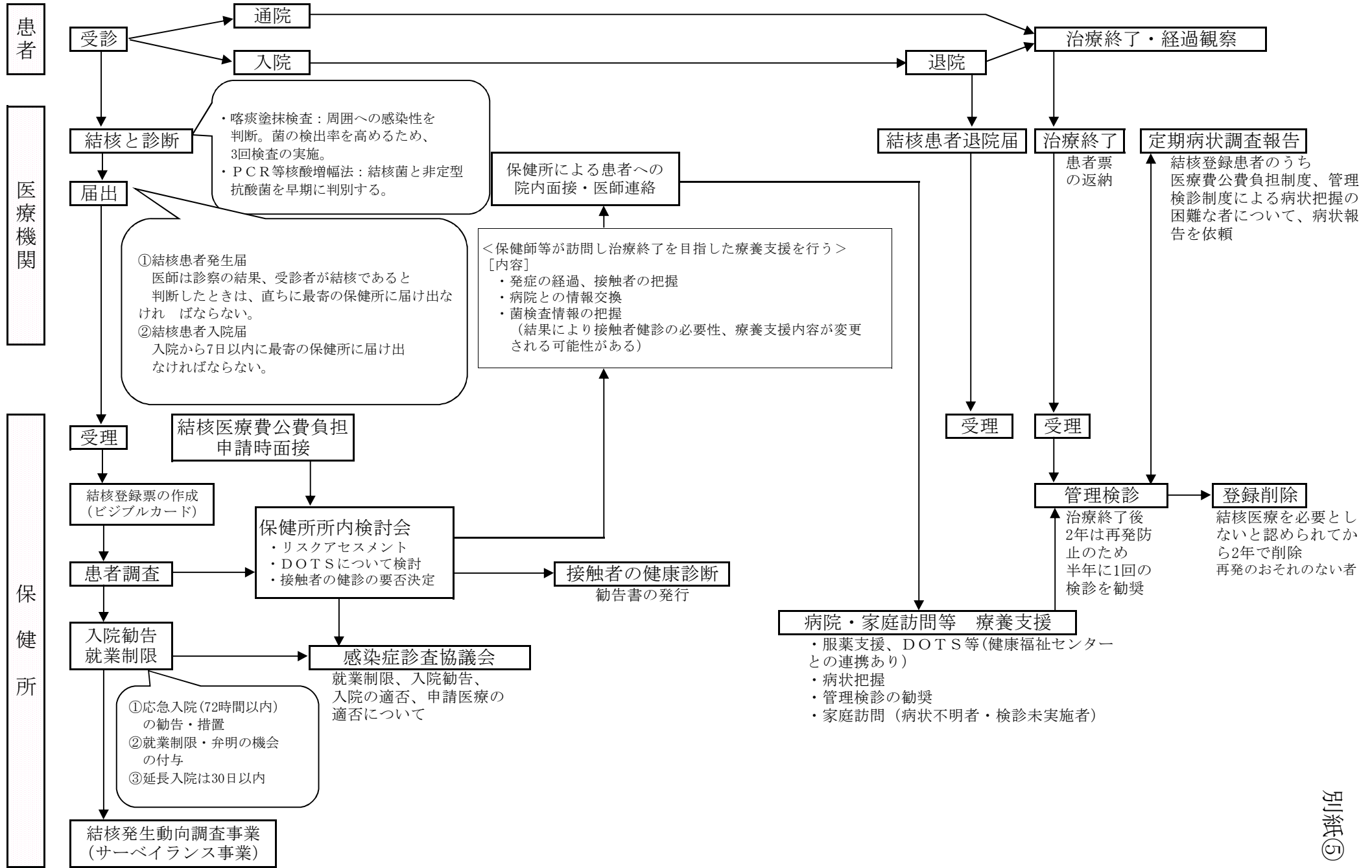
この届出は診断後直ちに行ってください

1 診断(検案)した者(死体)の類型
1) 患者(確定例) 2) 無症状病原体保有者(潜在性結核感染症) 3) 疑似症患者 4) 感染症死亡者の死体 5) 感染症死亡疑い者の死体
2 当該者氏名(ふりがな) 3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(0歳は月齢) 6 当該者職業(具体的に)
7 当該者住所 電話( ) -
8 当該者所在地 電話( ) -
9 保護者氏名 10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話( ) -

病型 18 感染原因・感染経路・感染地域
11 症状 ① 感染原因・感染経路(確定・推定) 1 飛沫核・飛沫感染(感染源の種類・状況) 2 その他( )
12 診断方法 ② 感染地域(確定・推定) 1 日本国内(都道府県 市町村) 2 国外(国 詳細地域)
19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
1) 診断時の入院在宅の別 入院(予定)日: 月 日 ・ 在宅(医療機関名: )
2) 当該者の同居者数 人(うち乳幼児 有・無) ・ 単身
3) その他
13 初診年月日 平成 年 月 日
14 診断(検案(※))年月日 平成 年 月 日
15 感染したと推定される年月日 平成 年 月 日
16 発病年月日(\*) 平成 年 月 日
17 死亡年月日(※) 平成 年 月 日
(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢、年月日を記入すること。(※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。11, 12欄は、該当するものすべてを記載すること。)



結核管理と支援の体系図



## 結核の定期健康診断

(感染症法第53条の2、施行令第11条、同第12条、同第12条の2及び3)

(1) 施設長が行わなければならない定期健診

① 刑事施設

刑務所については20歳に達する年度以降の被収容者に対し、必要な時及び毎年1回

② 社会福祉施設

65歳に達する年度以降の入所者に対し入所時及び毎年1回

(2) 事業者が行う定期健診

① 学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設及び社会福祉施設の従事者に対し毎年1回

(3) 学校長が行う定期健診

① 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(修行年限が1年未満の者を除く。)の学生又は生徒に対し入学年度1回

(4) 市町村長・特別区長が行う定期健診

① 高齢者(65歳に達する年度以降の住民)に対し毎年1回

※市町村・特別区の判断により、対象者を限定できる。

② 結核発病率の高い住民層に対する定期健診

市町村・特別区が特に必要と認める、年齢を限定しない結核発病率の高い住民層等に対し、市町村・特別区が定める回数 of 定期健診を行うことができる。

## 結核集団感染の件数について(過去10ヶ年)

(平成29年3月31日時点)

年(平成)	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
件数	42件	48件	31件	40件	71件	53件	44件	46件	37件	35件	
集団発生 の場所	学校	2	3	5	2	10	4	10	4	2	8
	小学校	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	中学校	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
	高校	1	2	2	0	3	1	0	1	0	0
	大学	0	0	2	0	1	1	3	1	0	0
	専門学校	0	0	0	0	2	2	3	0	0	1
	幼稚園	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	その他(塾等)	0	1	0	1	3	0	2	2	2	7
	病院等	5	10	4	10	19	10	9	11	11	7
	社会福祉施設	2	3	3	6	5	6	6	3	1	6
	事業所	20	23	13	18	27	30	20	22	14	12
家族、友人	10	12	8	7	18	24	21	13	20	13	
その他	12	7	7	5	12	4	2	11	7	7	

【厚生労働省健康局結核感染症課調べ】

- ※ 集団発生の場所が1件で2カ所以上の場合があり、発生場所の合計と件数は一致しない。
- ※ 「病院等」は、病院、診療所、(介護)老人保健施設
- ※ 「社会福祉施設」は、生活保護施設、養護老人ホーム、身体障害者更生施設など
- ※ 「事業所」は、会社、職場など
- ※ 「その他」には、飲食店、遊技場、不明等が含まれる。
- ※ 年は、初発患者の診断日で分類した。

## ＜結核集団感染の定義について＞

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20人以上に結核を感染させた場合をいう。  
ただし、発病者1人は6人が感染したものとして感染者数を計算する。